

第10回 自衛隊の行動（防災&国民保護） その2

その2においては、自衛隊の行う災害派遣について簡単に説明します。
説明事項はスライドに示してある通りです。



第10回講座
自衛隊の行動(防災&国民保護)(その2)

II 災害派遣
1 定義
2 種類、特色、原則
3 対象事態、要請・命令権者
4 実績等
5 基本的事項

参考
6 大規模災害派遣について



災害派遣とは自衛隊の行動の一つです。その目的は人命又は財産の保護の為という事になっております。



1 災害派遣の定義

災害派遣とは、

- ・自衛隊が
- ・天災地変その他の災害に際して
- ・人命又は財産の保護のため
- ・必要があると認める場合に
行う行動



自衛隊の行動：防衛出動、治安出動、災害派遣、国民保護等派遣、警護出動、海上警備行動、海賊対処行動、領空侵犯措置、機雷等の除去、在外邦人の輸送、後方地域支援活動等

昭和53年に施行された「大規模地震対策特別措置法」に伴い「地震防災派遣」が、平成11（1999）年の東海村JCO臨界事故を契機に設けられた「原子力災害特別措置法」制定に伴い、「原子力災害派遣」が設けられた。
本講座においては、一般的な災害派遣を採り上げて説明する。

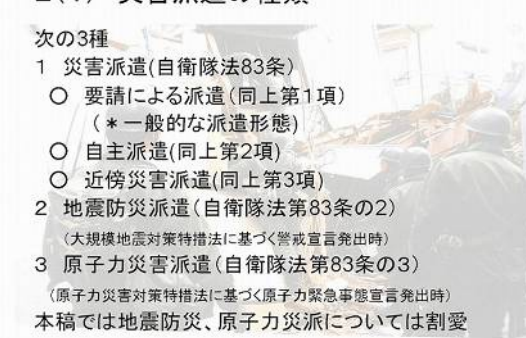
災

2(1) 災害派遣の種類

次の3種

- 1 災害派遣(自衛隊法83条)
 - 要請による派遣(同上第1項)
(* 一般的な派遣形態)
 - 自主派遣(同上第2項)
 - 近傍災害派遣(同上第3項)
- 2 地震防災派遣(自衛隊法第83条の2)
(大規模地震対策特措法に基づく警戒宣言発出時)
- 3 原子力災害派遣(自衛隊法第83条の3)
(原子力災害対策特措法に基づく原子力緊急事態宣言発出時)

本稿では地震防災、原子力災派については割愛

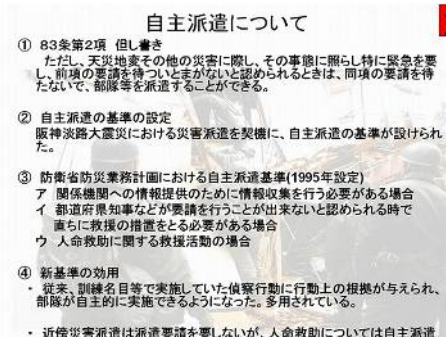


阪神淡路大震災を契機として、自主派遣の基準が明確にされた。このことによって、従来訓練目的等で実施していた偵察活動に行動上の準拠が与えられた。

災

自主派遣について

- ① 83条第2項 但し書き
ただし、天災地震その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- ② 自主派遣の基準の設定
阪神淡路大震災における災害派遣を契機に、自主派遣の基準が設けられた。
- ③ 防衛省防災業務計画における自主派遣基準(1995年設定)
 - ア 関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合
 - イ 都道府県知事などが要請を行うことが出来ないと認められる時で直ちに救援の措置をとる必要がある場合
 - ウ 人命救助に関する救援活動の場合
- ④ 新基準の効用
 - ・ 従来、訓練名目等で実施していた偵察活動に行動上の根拠が与えられ、部隊が自主的に実施できるようになった。多用されている。
 - ・ 近傍災害派遣は派遣要請を要しないが、人命救助については自主派遣が可能とされたので、明示的な根拠が付与された。



自衛隊の災害派遣の特色をスライドに示しています。

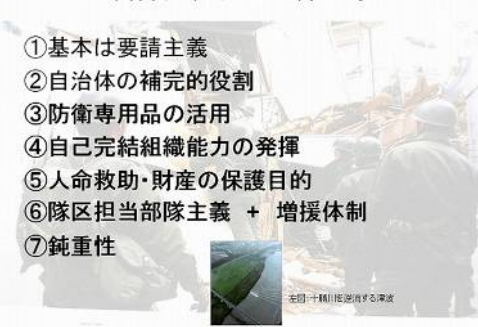
警察や消防が災害時に即時に行動するのに対して自衛隊は、その組織力等を活用することを重視するために、行動がやや鈍重になることは否めない事実です。

徒手空拳で隊員のみが現場に駆けつけるよりも、相応の準備をして対応することが必要です。

災害対処専門部隊ではありませんので、資・器材に制約があるのも事実ですが、最近では人命救助システム等が部隊に配備され対応力が強化されています。

2(2) 自衛隊災害派遣の特色等

- ①基本は要請主義
- ②自治体の補完的役割
- ③防衛専用品の活用
- ④自己完結組織能力の発揮
- ⑤人命救助・財産の保護目的
- ⑥隊区担当部隊主義 + 増援体制
- ⑦鈍重性



左図：千種川に浸透する濁水

自衛隊が行う災害派遣の原則を確認しておきます。

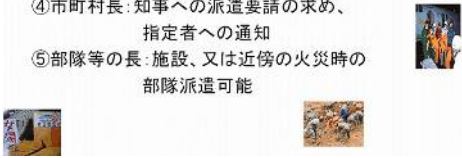
要請派遣が原則であり、自主派遣は飽くまでも例外規定です。

例外規定とすることの是非については議論のある所かも知れません。

3つの判断基準は当然でしょう。市町村長には派遣要請の権限はありませんが、スライドのような処置が認められています。近傍災害派遣は隣組として当然のことでしょう。

2(3) 自衛隊の災害派遣の原則等


- ①知事からの要請による派遣が原則
- ②自主派遣は例外規定
(情報収集、知事が要請出来ず直ちに夜間措置、人命救助に関する救援措置等)
- ③緊急性、非代替性、公共性の原則
(災害派遣は地域の防災能力では対応不能な事態に、防衛用の権限と機能を活用)
- ④市町村長：知事への派遣要請の求め、
指定者への通知
- ⑤部隊等の長：施設、又は近傍の火災時の
部隊派遣可能



災害派遣の対象とする事態は、基本的には「自然災害」ですが、それ以外にもスライドに示すような場合に必要があれば部隊が派遣されます。

3(1) 災害派遣の対象とする事態等

- ① 自然災害
(地震災害、台風等の風水害、雪害、火山等の噴火災害、山野火災等)
- ② 事故や事件
(遭難者の捜索、交通機関大事故、海難事故、航空機事故等)
* 地下鉄サリン事件等、* 東海村JCO臨界事故等
(次VGにコメント)
- ③ 予防的派遣
(鳥インフルエンザ対処の防疫等、風倒木撤去等)
- ④ その他(社会的欠陥の是正等)
離島からの急患空輸



地下鉄サリン事件は、現行法体系上は、本来であれば、緊急対処事態として対応すべきでしょうが、事態の発生当初は緊急対処事態と認定できないでしょうし、災害派遣でしか対応できないのでしょうかね。

JCOの臨海事故でも原子力緊急事態宣言の発令が要件であり、それが出るまではこれも災害派遣でしか対応できないでしょう。このように考えると災害派遣というのは敷居も比較的低く、使い勝手のいい自衛隊の行動なのでしょう。

だから、自主派遣を例外規定としていると言えなくもありませんが・・・


前述2例に関するコメント

- ① 地下鉄サリン事件については、当時は災害派遣でしか対応出来なかった。国民保護法施行後は、国民保護法に基づく「緊急対処事態対処」として対応することになる。しかし、緊急対処事態と認定されるまでは、災害派遣でしか対応できないのも事実である。
- ② 東海村JCOの臨界事故についても、現在では原子力災害派遣が法的に規定されているが、これも法に規定する原子力緊急事態宣言が発出されることが要件であり、発出以前は通常の災害派遣で対応せざるを得ない。

災害派遣の要請権者及び命令権者はスライドの通りです。他の行動に比較すれば命令権者も比較的下のレベルにまで付与されています。

3(2) 災害派遣の要請権者・命令権者



- 1 要請権者
都道府県知事、海上保安庁長官
管区海上保安本部長、空港事務所長
- 2 命令権者
防衛大臣、方面総監、師団長、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、地方総監、航空総隊司令官、航空方面隊司令官、駐屯地司令等の職にある部隊等の長 等



自衛隊創隊以来の災害派遣の実績を示しています。年平均換算すると300回以上ですから、凄い実績です。最大規模、最長不倒、海外災害派遣について参考に付記しました。

4(1) 災害派遣の実績 災

- 創隊以来(～H20.3.31)
35,300回余、述べ約770万名等
- 年平均の派遣回数等 330回
(約6割が急患空輸)
- 最大規模の災害派遣
阪神淡路大震災(延べ約225万人)
- 長期派遣の災害派遣
(雲仙普賢岳の噴火:延べ約1,700日)
- 海外での災害派遣:えひめ丸事件







*自衛隊史上最大規模の災害派遣である「阪神淡路大震災災害派遣」は、危機管理ライブラリーに掲載済み

過去の災害派遣の中から話題になりそうものをピックアップしました。

4(2) 特異な(?)災害派遣 災

- 第十雄洋丸事件1074年
(衝突炎上したタンカーを海自が命により撃沈)
- 地下鉄サリン事件1995
- トンネル崩落事故
(豊浜1996、第2白糸1997)
- 重油流出事故(ナホトカ号)1997
- 東海村JCO臨界事故 1999年
- えひめ丸事件(ハワイ沖捜索)2001
- 鳥インフルエンザ(防疫) 2004、2005

自衛隊の行う災害派遣について、基本的事項を私なりに纏めてみました。奥尻島災害派遣、阪神淡路大震災、三宅島噴火に伴う災害派遣及び十勝沖地震に伴う災害派遣に係わってきた小生の、経験やその間に受けた御指導等を纏めました。

5 災害派遣に関する基本的事項

(小生の経験を踏まえての私見)

- ①見送り三振よりも空振りを！
- ②神学論争よりも現場第一主義で対応！
- ③被災者第一主義！
- ④適量主義より牛刀主義！
- ⑤発災当初、隊区担当部隊に増援！
- ⑥状況戦術から組織的対応へ！
- ⑦部隊の建制保持と効率的部隊運用の節調！
- ⑧各級指揮官の自主積極的行動！
- ⑨当初における部隊の集結地選定緊要！
- ⑩被災地へのあらゆるアクセスの確保！
- ⑪指揮官相互の意思疎通！
- ⑫長期連続作戦への措置！
- ⑬隊区担当部隊への配慮！
- ⑭指揮系統の重視・整理！



参考資料として大規模災害派遣について纏めております。(スライド14～18)
次回講座は、スライドの通りです。

参考資料

大規模災害派遣



- ・ 阪神淡路大震災における陸自中部方面隊の災害派遣について(再掲)
 - (1) 阪神淡路大震災の概要
 - (2) 陸自の実施した救援活動等
 - (3) 主要な教訓
 - (4) 阪神淡路以後の災害派遣の主要変化事項

阪神淡路大震災の概要等

- ・ 発災:平成7年1月17日(火)0546
- ・ 震源地:淡路島北辺海域
- ・ **震度:VII**
- ・ マグニチュード:7.2
- ・ **死者:6,400名余**
(関東大震災:死者行方不明者10万5千余)
- ・ 負傷者:約44,000名
- ・ **被災者:30万人以上**
- ・ **全・半壊家屋:約25万棟**



阪神淡路大震災時の自衛隊の実施事項等



- ① 人命救助
- ② 生活救援: 給水、給食、輸送(御遺体輸送含む)、入浴、医療、天幕支援及び貸与、物流管理、粗大ごみの撤去、防疫、防水シート展帳、等
- ③ 倒壊家屋の処理
- ④ **懸念事項**
安全・安心の確保、ごみ処理(粗大ごみ、家庭ゴミ)、トイレの確保、公平性の担保、自衛隊の集結地等の確保
都市部における空中消火の可否、空域管制情報の収集・集約・発信、部隊移動の統制等
行政の対処能力超過、虫の目情報の通報

主要な教訓等について



- 1 自治体との連携の重要性の確認
県庁との連絡調整システム、平素からの連携・調整
- 2 効率的な災害派遣のために措置すべき検討課題の抽出(法的事項、自衛隊の体制、装備等)
- 3 災害派遣の観点からの都市防災についての提言
集結地、ヘリポート、都市火災、アクセス確保、医療システム
- 4 地域コミュニティの役割の重要性の確認
地域による人命救助率: 8割以上
- 5 大規模災害への対応について

大震災後における自衛隊の災害派遣態勢に係る主要変化事項

